



11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日です

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年11月12日から「女性に対する暴力撤廃国際日」である25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナー・恋人からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、心身に重大な影響を与え、女性の人権を著しく侵害する行為です。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている実態を考慮すると、特に女性に対する暴力については早急になくしていく必要があります。

期間中に限らず、日頃から暴力をなくす意識を持ち、みんなが幸せに暮らせる社会を目指しましょう。

問い合わせ

企画課男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎ 01654③2111(内線3309)

✉ ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口

ドメスティック・バイオレンス

D・Vとは、配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為です。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性行為の強要、物の破壊なども含まれます。

相談窓口	所在地	電話番号
母子・父子自立支援員	名寄市役所名寄庁舎2階 こども未来課内	☎01654③2111 (内線3229)
名寄市消費生活センター	駅前交流プラザ 「よろーな」2階	☎01654③2111 (内線3616)
名寄警察署相談係	名寄警察署	☎01654②0110
警察相談専用電話	北海道警察旭川方面本部 警察相談センター	☎ #9110
北海道立女性相談援助センター	北海道立女性相談援助センター	☎011-666-9955
D・V相談ナビ	内閣府男女共同参画局	☎0570-0-55210

ひとりで悩んでいませんか？

こんなときはご相談ください。

-家庭児童相談員-

- ◆発達に心配のあるお子さんや心身に障がいのあるお子さんの悩みや療育に関すること
- ◆子育てや子どものしつけなどの養育に関すること
- ◆乱暴、友達とうまくいかない、落ち着きがないなどの行動に関すること
- ◆不登校、いじめなどの学校生活に関すること
- ◆親子、きょうだいなどの子どもにかかわる家族関係に関すること
- ◆その他、子どもについて心配なこと

こども未来課こども福祉係
家庭児童相談員 荒木
☎01654③2111(内線3228)



-母子・父子自立支援員-

- ◆ひとり親での生活や子ども、住宅、仕事などの生活に関すること
- ◆自立するために必要な貸付や給付金に関すること
- ◆ひとり親に対する自立支援を総合的に行うための各種関係機関との連携に関すること
- ◆配偶者や交際相手などからの暴力(D・V・デートD・V)に関すること
- ◆母子生活支援施設やショートステイの利用に関すること
- ◆性暴力被害に関すること

こども未来課こども福祉係
母子・父子自立支援員 本郷
☎01654③2111(内線3229)

